

# 第9回アジア太平洋タバコ対策会議 シドニー参加・視察ツアー4泊6日

◆オペラハウス(イメージ)

## 事務局様からのご挨拶

日本禁煙学会 総務委員長 宮崎恭一様(APACT2013 事務局長)

今年のアジア太平洋タバコ対策会議は初めてのオーストラリア開催で、日本でもなじみの深いハーレー・スタントン博士が大会長です。オーストラリアのタバコ対策は日本と比べ20年ほど進んでいます。その現状を視察し、アジア太平洋地区の他の国々の対策も見聞きすることができます。さらに2013年に千葉の幕張メッセで開催を予定していることもあり、皆様と一緒に会議の雰囲気を感じていただくと考えて、このツアーを企画いたしました。ふるってご参加ください。

## ご案内

**ご旅行期間:2010年10月5日(火)~10月10日(日) 6日間**

★ 旅行代金(お1人様) **150,000円** 2名様ツイン利用

※お一人様でご参加の場合は一人部屋追加代金がかかります。一人部屋追加代金 40,000円。

別途 成田空港施設使用料(2,040円) 成田空港旅客保安サービス料(500円) 海外空港諸税(目安8,180円) 燃油サーチャージ(目安21,600円)

オーストラリアETAS登録料(3,150円) 合計目安35,470円(3/15現在)が必要です。

第9回アジア太平洋タバコ対策会議参加登録料(690AUドル/6月までの登録料)は旅行代金には含まれません。

★ 添乗員 : 同行致しませんが、現地係員がご案内させていただきます。★ 利用ホテル : シェイク・セントラル・シドニー・クワッドラング・ハーバー・リッジ・スクエア・シドニー・グァイラ・リッジ・ホテル・フォー・イン・クワッドラング・ハーバー・シドニー・

ザ・マンザ・シドニー・アパルトメントのいずれか ★ 利用航空会社 : JAL ウェイズ エコノミークラス

★ 募集人員 : 30名様 ★ 最少催行人員 : 20名様 ★ 申込締切日 : 2010年8月20日(金)

## 予定スケジュール

| 日次 | 月日(曜)    | 地名                 | 現地時間           | 交通機関           | 行程                                                                                                                                                                          | 食事                   |
|----|----------|--------------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1  | 10/5(火)  | 東京(成田空港)発          | 20:05          | JO771 便        | 直行便利用 空路にてシドニーへ(機内食1回) 【機中泊】                                                                                                                                                |                      |
| 2  | 10/6(水)  | シドニー着              | 06:40          | 専用車            | 着後:シドニー市内視察<br>SYDNEY ADVENTIST【予定】NSW州最大の民間総合急性期病院<br>ASH AUSTRALIA【予定】喫煙による病氣、早死を減らすことを目的とした非政府・非営利組織<br>その他オペラハウス(車窓)、ミセス・マッコリーズポイント(下車)後、ホテルへ<br>APACT2010開会式参加 【シドニー泊】 | 昼: ○<br>夕: ×         |
| 3  | 10/7(木)  | シドニー               |                |                | 終日:APACT2010参加<br>オプションツアーをご用意しております。<br>(予定) 【シドニー泊】                                                                                                                       | 朝: ○<br>昼: ×<br>夕: × |
| 4  | 10/8(金)  | シドニー               |                |                | 終日:APACT2010参加<br>オプションツアーをご用意しております。<br>(予定) 【シドニー泊】                                                                                                                       | 朝: ○<br>昼: ×<br>夕: × |
| 5  | 10/9(土)  | シドニー               |                |                | 終日:APACT2010参加<br>オプションツアーをご用意しております。<br>(予定) 【シドニー泊】                                                                                                                       | 朝: ○<br>昼: ×<br>夕: × |
| 6  | 10/10(日) | シドニー発<br>東京(成田空港)着 | 08:20<br>17:10 | 専用車<br>JO772 便 | 現地ガイドと共に空港へ<br>直行便利用 空路東京(成田)へ(機内食1回)<br>通関後解散、お疲れ様でした。                                                                                                                     | 朝: ×                 |

ご注意:この行程は2010年3月1日現在の運行予定スケジュールを基準としております。

利用航空会社予定 JO:JALウェイズ

| 早朝     | 朝      | 午前     | 午後     | 夕刻     | 夜      | 深夜     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 04:00~ | 06:00~ | 08:00~ | 12:00~ | 16:00~ | 18:00~ | 23:00~ |

第9回アジア太平洋タバコ対策会議参加登録は3月より開始しますが、個人でお申し込みください。JTBはパスポート取得、ビザ取得、会議登録など有料でお手伝いいたします。

## ご旅行条件(要約)

〈お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。〉

●**募集型企画旅行契約**：この旅行は(株)JTB首都圏(東京都千代田区丸の内3-4-2 観光庁長官登録旅行業第1759号 以下「当社」といいます。)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の部によります。

●**旅行のお申し込み及び契約成立時期**：当社所定の申込書に下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。旅行契約は、当社が予約の承諾し申込金を受領したときに成立するものとします。

●**申込金**：(お1人様)30,000円

●**旅行代金のお支払い**：旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって21日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。

●**取消料**：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

| 契約解除の日                                    | 取消料       |
|-------------------------------------------|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで | 旅行代金の20%  |
| 旅行開始日の前々日～当日                              | 旅行代金の50%  |
| 旅行開始後又は無連絡不参加                             | 旅行代金の100% |

### ●旅行代金に含まれるもの

※旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)※旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料金)※旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)※旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金※航空機による手荷物運搬料金※現地での手荷物運搬料金。一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

### ●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

※超過手荷物料金※クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。※渡航手続関係費用※オプションツアー料金※運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)※海外空港諸税※日本国内の空港施設使用料※日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費※旅行日程中の空港税等。

●**旅券・査証**について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)

○**旅券**(パスポート)：この旅行には日本出発時点で、帰国時まで有効な旅券が必要です。

○**査証**：この旅行にはビザは必要ありませんが、ETASが必要です。

現在お持ちの旅券の有効性の確認、旅券・査証の取得はお客様自身で行ってください。これらの手続代行は、渡航手続料金をいただいております。

### ●個人情報の取扱について

(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

### ●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を知照して頂きます。

(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。)

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

### ●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の

事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、予め当社約款特別補償規程に定める金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

死亡補償金：2500万円、入院見舞金：4～40万円、通院見舞金：2～10万円

携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

● 渡航先(国、または地域)によって外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。海外渡航関連情報は、外務省海外安全相談センターなどでもご確認頂けます。

(TEL：03-5501-8162)(URL：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

● 渡航先(国、または地域)の衛生状況については厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」ホームページでご確認下さい。

(URL：<http://www.forth.go.jp/>)

### ● 海外旅行保険への加入について

より安心してご旅行いただくために、ご旅行中の病気や事故・盗難に備えて、海外旅行保険に必ずご加入されることをおすすめします。

この旅行条件は2010年3月1日を基準としています。又、旅行代金は2010年3月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

## お問合せ・お申込

## ㈱JTB首都圏 法人営業千葉支店

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 日本生命千葉富士見ビル4階

TEL:043-201-6317 FAX:043-224-5510

営業時間：9:30～17:30(土・日・祝休業)

担当：山田・塩谷 総合旅行業務取扱管理者：池田清則

業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なくの旅行業務取扱管理者にご質問ください。

## 旅行企画・実施

## 株式会社 JTB首都圏

観光庁長官登録旅行業1759号

日本旅行業協会正会員

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-2



旅行業公正取引  
協議会 会員



ボンド保証会員  
(社)日本旅行業協会正会員